

令和8年度版「障がい福祉のあんない」広告掲載募集要項

本市が発行する令和8年度「障がい福祉のあんない」に掲載する広告について、以下のとおり募集します。

1 広告媒体について

名 称	障がい福祉のあんない
広告媒体の用途等	身体・知的・精神の各障がい者に対しての多様な施策・サービス等を掲載し、生活の質向上に役立ててもらおう
規 格	A4 判上質紙、88 頁程度（表紙・裏表紙除く）、黒 1 色刷り
発 行 部 数	3,500 部程度
発行頻度・発行日	年 1 回発行 令和 9 年 1 月末発行予定
配 布 期 間	令和 9 年 1 月（予定）より 1 年間程度 ※ただし、配布状況により早く終了する場合がございます。
配 布 方 法	原則、下記の手帳交付時に各種施策の説明とともに手渡し交付
配 布 対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者福祉手帳の取得者

2 掲載広告について

広 告 掲 載 面	掲載位置は市が決定します。 ※掲載は本文余白部となります。
広 告 サ イ ズ	たて 72mm × よこ 178mm
色 数	黒 1 色刷り
募 集 枠 数	5 枠程度 ※ 2 枠続けての掲載も可能ですが、連続した枠には数に限りがありますので、応募が多数となった場合には抽選にて決定します。
広 告 掲 載 料	1 枠あたり 10,000 円（税込）
備 考	<ul style="list-style-type: none"> 掲載する広告は、郡山市広告事業実施要綱（平成27年4月1日制定）及び郡山市広告掲載基準（平成27年4月1日制定）を遵守してください。 原稿内に、「広告」である旨を明記してください。 広告枠は 0.1mm 程度の枠線で囲ってください。

広告イメージ

3 申し込み方法及び決定方法について

応募資格	<p>(1) 郡山市広告掲載基準第3条各号のいずれにも該当しない者</p> <p>(2) 参加申込時において、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）、郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定）に基づく指名停止期間中の者（申込日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む）でないこと</p> <p>(3) 役員等が、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第8条に規定する暴力団員又は社会的非難関係者と認められる者でないこと</p>
申込方法	<p>提出書類を下記の申込先へ郵送又は持参してください。</p> <p>【提出書類】</p> <p>(1) 広告掲載申込書兼誓約書（別添）</p> <p>(2) 履歴事項全部証明書若しくは身分証明書又はその写し</p> <p>ア 法人の場合は、法務局で発行された履歴事項全部証明書又はその写し</p> <p>イ 個人の場合は、市区町村役場で発行された身分証明書又はその写し</p> <p>(3) 納税証明書</p> <p>募集開始日以降に各市区町村役場で発行した直近2年分のもの</p> <p>ア 法人市区町村民税又は個人市区町村民税</p> <p>イ 固定資産税及び都市計画税（納税義務のある者に限る。）</p> <p>ウ 軽自動車税（納税義務のある者に限る。）</p> <p>エ 事業所税（納税義務のある者に限る。）</p> <p>オ 入湯税（納税義務のある者に限る。）</p> <p>カ 国民健康保険税（納税義務のある者に限る。）</p> <p>※郡山市に住所を有する申込者の場合</p> <p>市税については、市が納税状況を確認するため、「納税情報確認同意書」の提出に代えることが可能です。</p> <p>(4) 電磁的記録媒体（USB メモリ、CD-ROM）等による広告案</p> <p>次のいずれかのファイルにより作成してください。</p> <p>なお、電子データ制作に係る費用は申込者の負担となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Word 又はExcel ファイル ・ Adobe Illustrator（バージョンはCS5 まで）のAI 又はEPS ファイル <p>※フォントは全てアウトライン化すること。</p> <p>※広告が掲載・不掲載にかかわらず書類・電磁記録媒体等は返却しませんので御了承ください。</p> <p>(5) 広告に表示する資格、許認可等を証明する書類又はその写し</p>
申込期間	<p>期間：令和8年10月29日（木）から令和8年11月20日（金）まで（郡山市の休日定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く。）</p>

	<p>時間：午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）</p> <p>ただし、郵送による場合は、期間内の消印があるものを有効とする。</p>
決 定 方 法	<p>広告掲載申込期間内に申込をしたものについて、郡山市広告掲載基準に基づき、広告主及び広告内容を審査の上、決定します。なお、掲載基準を満たしているものが広告枠数を大きく超過した場合には、抽選により決定します。</p>
広告掲載料 の 納 付	<p>掲載料は、郡山市の発行する納入通知書により納付してください。</p> <p>※市長が指定する期日までに納付されなかった場合、広告掲載はできません。</p>
注 意 事 項	<p>(1) 郡山市広告事業実施要綱及び郡山市広告掲載基準の規定に反する表示又は表現がある場合は、その内容の一部を変更していただく場合があります。</p> <p>(2) 市は、広告の内容や広告掲載に関する全ての事項についての責任は一切負いません。</p> <p>(3) 広告主が郡山市広告事業実施要綱第17条第1項各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を中止します。なお、広告掲載を中止したときは、既に納付された広告掲載料は返還いたしません。</p>
申 込 先 ・ 問 合 せ 先	<p>郡山市保健福祉部障がい福祉課</p> <p>〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号</p> <p>電話：024-924-2381 F A X：024-933-2290</p> <p>Eメール：shougaifukushi@city.koriyama.lg.jp</p>